

(お知らせ)

令和2年4月28日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：文化市民局地域自治推進室

(電話：075-222-3085)

行財政局税務部税制課

(電話：075-213-5200)

新型コロナウイルス感染症に関する証明書交付手数料の免除について

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた方が、貸付や融資、助成金等の支援制度を利用する際に必要な各種証明書等の交付手数料を免除することとしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 手数料を免除する証明書の種類

- (1) 住民票の写し（除票の写しを含む）
- (2) 広域交付住民票の写し
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 市・府民税所得証明書，課税証明書
- (6) 納税証明書
- (7) 固定資産評価証明書，公課証明書

2 取扱期間

令和2年4月30日（木）から令和2年10月30日（金）まで

※ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、適宜延長を検討します。

3 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区役所・支所等の証明書交付窓口の利用は控えていただき、郵送による請求の積極的なご利用をお願いします。（ただし、印鑑登録証明書は郵送による請求の対象外ですので、ご注意ください。）

なお、コンビニ交付サービスを利用した請求については手数料の免除を行いません。

【郵送による請求の宛先】

京都市証明郵送サービスセンター

郵便番号（専用）616-8666

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京2階

※ 郵便番号を記載していただければ、宛先の住所の記入は必要ありません。

参照URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000254011.html>